

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ホームヘルプサービス費支給事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 川上	課長名 内線	山形 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ホームヘルプ事業費（01-01-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠 法令等	障害者総合支援法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むのに必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。				
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない重度（1級）の者については、上乘せの対象とする。				
内容	<p>【支援の種類（介護給付）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（障害程度区分1以上） 自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う（身体介護・家事援助・通院介助・通院等乗降介助） ・重度訪問介護（障害程度区分4以上） 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う ・行動援護（障害程度区分3以上） 自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援を行う ・同行援護（障害程度区分2以上） 視覚障がい等で移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動の援護や必要な情報の提供を行う <p>【利用者負担額】</p> <p>生活保護及び非課税世帯：0円 課税世帯：上限月額37,200円と総費用額の1割とを比較して低額な方</p>				
経過	<p>平成11年 4月 事業委託方式一部試行的開始（平成12年4月全部実施）</p> <p>平成13年 4月 中・軽度の知的障がい者利用対象化</p> <p>平成15年 4月 支援費制度（居宅介護）開始（精神・難病を除く）</p> <p>平成18年 4月 障害者自立支援法施行（介護給付）</p> <p>平成18年10月 日常生活支援 重度訪問介護</p> <p>平成21年 4月 報酬改定</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p>				
必要性	心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【支払】東京都国民健康保険団体連合会に支払事務を大部分委託している</p> <p>【サービス提供】都指定居宅介護事業者（平成24年4月現在利用実績のある事業者、55社）</p>				

	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移	230,595	266,251	356,630	391,034	527,961	539,804	575,490	
予算額	230,595	266,251	356,630	391,034	527,961	539,804	575,490	
決算額（25年度は見込み）	235,006	266,251	356,629	384,940	432,361	519,246	575,490	
人件費等	7,686	5,082	7,167	9,592	6,473	3,853		
減価償却費				3,196	2,799	1,614		
【事務分担量】（%）	90	60	88	110	90	50		
合計（+ +）	242,692	271,333	363,796	397,728	441,633	524,713	575,490	
国（特定財源）	115,298	127,665	110,387	193,034	209,311	223,930	287,745	
都（特定財源）	57,649	63,832	55,193	96,540	104,656	170,059	143,872	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	69,745	79,836	198,216	108,154	127,666	130,724	143,873	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
利用時間数（居宅介護）	43,941.0H	52,321.0H	64,170.0H	64,218.0H	66,557.0H	77,369.7H	66,557.0H	
利用時間数（重度訪問介護）	49,409.0H	50,500.0H	58,808.0H	67,461.0H	70,954.5H	87,845.5H	93,837.4H	
利用時間数（同行援護）	-	-	-	-	1,714.0H	23,954.0H	25,766.4H	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	居宅介護	237,513	居宅介護	255,143	居宅介護	260,116
	重度訪問介護	189,996	重度訪問介護	225,159	重度訪問介護	271,516	
	同行援護	4,852	同行援護	38,944	同行援護	41,699	
					居宅介護（難病分）	2,159	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	利用実人数（居宅介護）	278人	344人	372人	416人	400人	-
	利用実人数（重度訪問介護）	28人	31人	31人	31人	35人	-
	利用実人数（同行援護）	-	23人	70人	75人	85人	-

（問題点・課題）	管理者とサービス提供責任者の責務と義務、契約書・サービス内容等について、ホームヘルプ事業の理解、周知徹底を図る必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
平成25年4月に施行された障害者総合支援法への移行をスムーズに行う。	ホームヘルプ事業の適正で公平な運用を図るため、周知徹底と理解を深め、制度の活用により、障がい者の社会参加を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	在宅生活を送るための重要事業である。

議（要旨）	11年三定 「介護保険導入後の障害者福祉課ヘルパーの取り扱いについて」
-------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	コミュニケーション支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	今井	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	コミュニケーション支援事業費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠	障害者総合支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区コミュニケーション支援事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び重複者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。				
対象者等	手話・要約筆記者派遣：聴覚障がい者及び言語機能障がい1・2級の者（所得制限なし） 対面音訳者派遣：視覚障がい者				
内容	<p>【手話通訳者派遣】</p> <p>委託先 (福)荒川区社会福祉協議会(荒川社協) (福)東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センター(通訳派遣センター)</p> <p>派遣回数 月10回まで(生命及び身体に関する場合はこの限りでない)</p> <p>利用方法 事前に荒川社協に登録し、必要とするときに荒川社協あて派遣を申請する。ただし、専門的な交渉等に関し、通訳派遣センターに直接申し込むことができる。</p> <p>委託料等 荒川社協 1時間14分まで2,000円、以降1時間ごと1,500円(交通費含む) 通訳派遣センター ... 1時間14分まで4,200円、以降1時間ごと3,000円(交通費含む)</p> <p>【要約筆記者派遣】</p> <p>委託先 (福)東京聴覚障害者福祉事業協会</p> <p>派遣回数 月10回まで(生命及び身体に関する場合はこの限りでない)</p> <p>利用方法 通訳派遣センターに申し込む</p> <p>【対面音訳者派遣(平成22年6月から派遣開始)】</p> <p>派遣回数 月2回まで</p> <p>利用方法 事前に区に利用者登録をし、必要とするときに区に派遣申請する。 音訳者は、養成講座(基礎・応用各10回)を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。</p>				
経過	<p>平成12年 4月 手話通訳の報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。</p> <p>平成12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p> <p>平成19年度 都の手話通訳派遣事業廃止に伴い、都が契約していた通訳派遣センターと委託契約を締結。</p> <p>平成20年度 事業名変更(手話通訳派遣事業 コミュニケーション支援事業)、要約筆記派遣の開始。</p> <p>平成21年度 荒川社協の手話通訳者の単価等を変更。(通訳派遣センターと合わせるよう調整)</p> <p>対面音訳者養成講座を実施(修了者9人)</p> <p>平成22年度 対面音訳者派遣開始</p> <p>平成25年度 障害者総合支援法の施行により、手話通訳派遣及び要約筆記者派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p>				
必要性	日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	手話通訳者・要約筆記者派遣 委託 対面音訳者派遣 直営				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)								
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
予算額	3,131	3,503	4,563	4,128	4,867	4,567	5,808		
決算額(25年度は見込み)	2,695	3,457	3,439	3,255	4,014	4,290	5,808		
人件費等	854	847	1,873	2,616	0	826			
減価償却費				872	0	323			
【事務分担量】(%)	10	10	30	30	0	10			
合計(+ +)	3,549	4,304	5,312	6,743	4,014	5,439	5,808		
国(特定財源)	848	1,292	1,230	1,046	1,133	1,123	1,559		
都(特定財源)	424	646	615	523	566	594	780		
その他(特定財源)									
一般財源	2,277	2,366	3,467	5,174	2,315	3,722	3,469		
実績の推移	事項名		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	派遣回数(手話通訳)		643	713	755	669	777	801	975
	派遣時間数(手話通訳)		1,153	1,200	1,337	1,202	1,479	1,506	2,076
	派遣回数(要約筆記)		-	11	60	36	71	59	59
	派遣回数(対面音訳)		-	-	-	8	56	48	46

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	対面音訳派遣等謝礼	118	対面音訳派遣等謝礼	107	対面音訳派遣等謝礼	153
	役務費	対面音訳者保険料	6	対面音訳者保険料	6	対面音訳者保険料	6
	委託料	手話通訳	3,518	手話通訳	3,930	手話通訳	5,393
		要約筆記	462	要約筆記	247	要約筆記	256

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	実利用者数（手話通訳）	52人	55人	57人	60人	60人	-
	派遣回数（手話通訳）	669回	777回	801回	975回	-	-
	派遣回数（要約筆記）	36回	71回	59回	59回	-	-
	利用登録者数（対面音訳）	11人	20人	23人	26人	28人	22年6月から事業開始

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である。

議会議況（要旨）	21年四定 「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」
----------	------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	日常生活用具給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荻原	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	日常生活用具給付事業費（01-03-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	44 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）及び難病患者等日常生活用具給付等要綱・同実施要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。				
内容	<p>【給付種目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児） ... 国基準6種目 <ul style="list-style-type: none"> 介護・訓練支援用具（10品目）...特殊寝台（基準額：162,800円）等 自立生活支援用具（17品目）...入浴補助用具（基準額：90,000円）等 在宅療養等支援用具（7品目）...ネプライザー（基準額：36,000円）等 情報・意思疎通支援用具（25品目）...ポ-タブルコ-ダ-（基準額85,000円）等 排泄管理支援用具（5品目）...蓄便袋（基準額：8,858円）等 住宅改修費（1品目）...小規模住宅改修（基準額：200,000円） ・難病患者 ... 国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。用具の給付については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	<p>昭和44年 事業開始（給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて随時修正）</p> <p>平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理 補装具より移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具 補装具へ移行...重度障害者用意思伝達装置 ストマ用装具 ... 対象者190人、件数733件 影響額6,110,488円（H18実績）</p> <p>平成20年 4月 品目追加（視覚障害者用パソコン支援ソフト、パソコン入力支援用具）</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円 0円）</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正 難病患者の日常生活用具が障害者総合支援法の対象となる</p>				
必要性	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営 【給付】業者委託</p>				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	事項名	（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	29,760	28,597	26,417	26,519	28,763	31,309	31,442
	決算額（25年度は見込み）	25,796	25,124	26,100	26,513	25,561	31,074	31,442
	人件費等	1,281	3,388	1,222	2,180	2,541	1,652	
	減価償却費				726	933	645	
	【事務分担量】（%）	15	40	15	25	30	20	
	合計（+ +）	27,077	28,512	27,322	29,419	29,035	33,371	31,442
	国（特定財源）	10,192	9,039	9,449	8,417	7,407	8,076	8,442
	都（特定財源）	5,096	4,394	4,708	4,003	3,626	3,964	4,221
	その他（特定財源）							
	一般財源	11,789	15,079	13,165	16,999	18,002	21,331	18,779
実 績 の 推 移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	給付件数・児童	82	75	59	67	43	52	53
	給付件数・成人	2,348	2,357	2,489	2,341	2,344	2,797	2,879
	給付件数・難病	1	5	2	4	2	4	2

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	児童分（一般）	266	児童分（一般）	384	児童分（一般）
	成人分（一般）	6,132	成人分（一般）	7,317	成人分（一般）	7,675	
	児童分（ストマ）	386	児童分（ストマ）	509	児童分（ストマ）	452	
	成人分（ストマ）	18,700	成人分（ストマ）	22,669	成人分（ストマ）	22,936	
	難病	77	難病	195	難病	85	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	給付件数・児童分	67	43	52	53	-	-
	給付件数・成人分	2,341	2,344	2,797	2,879	-	-
	給付件数・難病分	4	2	4	2	-	-

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区) 法定事業

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議(要旨)問状	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	移動支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	上野	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	移動支援事業費（01-03-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	障害者総合支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区障害者（児）移動支援支給事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者及び障がい児が外出する際の移動を支援することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を促し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳所持者（身体障がいについては、視覚障がい者及び1～3級の両上肢・両下肢機能障がい者等） ・自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者 ・区内の心身障がい学級、特別支援学級、学童クラブ、通所施設、特別支援学校等に在籍する障がい者等 ・その他区長が必要と認める者 H25.3月現在支給決定者数 434名（身体介護を伴う移動支援272名 身体介護を伴わない移動支援162名）				
内容	<p>【実施内容】 障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施。</p> <p>【荒川区独自施策】 通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。</p> <p>【利用方法】 申請 決定 受給者証交付 事業者と契約・利用（ただし、提供時間数を超過して利用した分については自己負担とする）</p> <p>支援費制度（平成18年9月まで）においては、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。</p>				
経過	昭和61年 4月	視覚障害者ガイドヘルプ事業開始			
	平成14年 10月	知的障害者ガイドヘルプ事業開始			
	平成15年 4月	支援費制度居宅介護事業に移行			
	平成18年 10月	障害者自立支援法地域生活支援事業に移行			
	平成23年 10月	法改正により、重度視覚障がい者の移動支援が同行援護に移行			
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】直営 【サービス提供】移動支援事業者72社・荒川区社会福祉協議会				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	57,737	128,005	170,032	225,107	340,191	249,865	231,958
	決算額（25年度は見込み）	93,621	128,005	170,032	210,855	241,945	229,242	231,958
	人件費等	2,927	1,271	1,915	1,116	4,235	2,690	
	減価償却費				1,162	1,555	1,484	
	【事務分担当】（%）	70	15	55	40	50	46	
	合計（+ +）	96,548	129,276	171,947	213,133	247,735	233,416	231,958
	国（特定財源）	34,468	40,903	61,080	59,145	61,476	54,053	58,468
	都（特定財源）	18,428	21,887	31,965	29,572	33,084	29,780	31,108
	その他（特定財源）					942	1,935	
	一般財源	43,652	66,486	78,902	124,416	152,233	147,648	142,382
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	移動支援利用時間数	44,463.0	56,712.0	72,649.5	85,104.0	93,173.0	78,319.0	80,151.2
	移動支援実利用者数	209	273	321	376	425	412	336

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	移動支援	241,945	241,945	移動支援	229,242	移動支援

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	移動支援提供時間数	85,104.0	93,173.0	78,319.0	80,151.2	80,151.2	-
	身体介護を伴う移動支援提供時間数	42,933.0	54,293.5	57,521.5	46,705.5	46,705.5	-
	身体介護を伴わない移動支援提供時間数	42,171.0	38,879.5	20,797.5	33,445.7	33,445.7	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	社会参加を促進するために重要な事業である。

状況（要）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	訪問入浴サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	榎本	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	訪問入浴サービス事業（01-03-05）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	障害者総合支援法第77条	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区心身障害者入浴サービス事業要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	家庭において入浴困難な重度な心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい者が3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患者については介護保険の対象とする。				
内容	<p>入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応）</p> <p>入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。</p> <p>入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施）</p> <p>利用者負担は入浴サービスについては負担なし</p>				
経過	<p>昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回）</p> <p>昭和61年 4月 実施回数年18回に増</p> <p>平成元年 4月 実施回数年24回に増</p> <p>平成 4年 4月 支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上）</p> <p>実施回数年30回に増</p> <p>平成 6年 4月 実施回数年36回に増</p> <p>平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。</p> <p>平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。</p> <p>平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぼセンターに事業を移行する。</p> <p>平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。</p> <p>平成18年 4月 実施回数年52回に増</p> <p>平成19年 4月 障害者自立支援法による地域生活支援事業となる。利用負担額を無料とする。</p>				
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>指名一般競争入札による。</p> <p>平成17年度からアースサポート株式会社。</p>				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額の推移	予算額	6,156	5,822	5,577	4,984	6,120	6,603	6,660
	決算額（25年度は見込み）	3,345	3,794	3,974	4,594	5,859	5,683	6,660
	人件費等	854	1,694	1,222	872	847	826	
	減価償却費				291	311	323	
	【事務分担量】（%）	10	20	15	10	10	10	
	合計（+ +）	4,199	5,488	5,196	5,757	7,017	6,832	6,660
	国（特定財源）	1,368	1,356	1,451	1,431	1,654	1,489	1,788
	都（特定財源）	684	678	725	716	827	744	894
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,147	3,454	3,020	3,610	4,536	4,599	3,978
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	訪問入浴実施回数	557	449	425	522	630	611	666
	登録人数	13	12	10	16	16	17	16

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	入浴サービス委託料	5,859	5,859	入浴サービス委託料	5,683	入浴サービス委託料

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	延べ入浴利用回数	522	630	611	666	666	-
	登録人数	16	16	17	16	16	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	手話講習会事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	今井	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	手話講習会事業費（01-03-06）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区手話講習会運営要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。				
対象者等	区内在住又は区内を日常活動の場とする者で、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。 ・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。 ・受講者 区報等で公募する。 ・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担） ・講習内容 <ul style="list-style-type: none"> 初級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各50名程度 中級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各30名程度 上級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各20名程度 手話通訳奉仕員養成コース（昼） 20回（1回2時間） 定員各20名程度 				
経過	<p>平成10年 4月 副読本を自己負担化。</p> <p>平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回 30回）</p> <p>平成12年 4月 回数増：上級手話講習会回数増（30回 40回）（手話通訳者の育成を図る）</p> <p>平成16年 4月 手話通訳者の育成強化の為、講習コース設定及び内容を見直し、それぞれの講習目的を明確にした。</p> <p>平成20年 4月 手話通訳者の育成を促進するため手話講習会の種別、対象者を変更した。</p> <p>平成21年 4月 初級の謝礼単価を増額した。 （講師：6,000 11,500円、助手：3,000円 5,750円 中級と同額）</p> <p>平成24年 4月 養成コースを1クラスに統合した。</p>				
必要性	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託先】荒川区社会福祉協議会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	3,875	4,261	4,997	5,050	5,020	4,636	4,632	
決算額（25年度は見込み）	3,767	4,227	4,996	5,007	4,982	4,588	4,632	
人件費等	427	424	81	436	0	0		
減価償却費				145	0	0		
【事務分担量】（%）	5	5	1	5	0	0		
合計（+ +）	4,194	4,651	5,077	5,588	4,982	4,588	4,632	
国（特定財源）	1,941	1,486	1,825	1,560	1,404	1,202	1,243	
都（特定財源）	971	743	912	780	702	601	622	
その他（特定財源）								
一般財源	1,282	2,422	2,340	3,248	2,876	2,785	2,767	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	初級受講者数（19年度以前は入門）	52	40	59	54	33	50	48
	中級受講者数（19年度以前は初級）	41	28	34	41	35	29	36
	上級受講者数（19年度前降は養成基礎）	34	18	22	23	23	27	26
	通訳養成受講者数（19年度以前は養成応用）	15	8	8	8	5	3	5

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務管理費	4,982	4,982	事業費・事務管理費	4,588	事業費・事務管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	初級・中級コース修了者数	54	56	61	64	-	-
	上級・通訳養成コース修了者数	22	20	23	24	-	-
	手話通訳者登録数	1	1	1	2	-	-

（問題点・課題）	<p>受講生の応募が定員に満たない状況にあり、さらに受講生を増やし裾野を広げていくため、PR方法等について引き続き検討する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	受講生を広く集めるためのPR方法等について、委託先の荒川区社会福祉協議会と協力して検討を加え、積極的に進める。受講の便宜を図るため、養成コースの開講時間を夜間に変更する。	受講生を広く集めるためのPR活動について、委託先の荒川区社会福祉協議会と協力し、積極的に進める。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 中村	課長名 内線	山形 2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	自動車運転免許取得・改造助成事業費（01-03-07）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）			建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱、荒川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	計画区分	計画 非計画
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。				
対象者等	【運転免許助成】 身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難）の者で次の要件に該当する者。 区内に3ヶ月以上居住する、運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格、前年所得税額が40万円以下 【自動車改造費助成】 身体障害者手帳、上肢、下肢又は体幹機能障がい2級以上で、次の要件に該当する者。 ・18歳以上の区内在住者で、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある者。 ・本人又は扶養義務者等の前年所得が特別障害者手当所得基準以下の者。				
内容	【運転免許助成】 （対象経費） 入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額） ・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 ・前年本人所得税額により限度額設定 所得税非課税 = 164,800円 所得税42,000円以下 = 144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内 = 123,600円 ただし限定解除は 20,600円 限定解除 総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合 【自動車改造費助成】 （対象経費） 自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額） 助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）				
経過	【運転免許助成】 平成14年6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。				
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用を助成する。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	732	1,102	732	732	732	598	433
	決算額（25年度は見込み）	134	968	682	134	30	464	433
	人件費等	427	847	245	279	136	135	
	減価償却費				291	156	161	
	【事務分担量】（%）	5	10	10	10	5	5	
	合計（+ +）	561	1,815	927	704	322	760	433
	国（特定財源）	55	323	249	42	9	121	101
	都（特定財源）	27	161	125	21	4	61	51
	その他（特定財源）							
	一般財源	479	1,331	553	641	309		281
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	教習費助成（新規免許）	0	3	2	0	0	2	1
	教習費助成（限定解除）	0	0	0	0	0	0	0
	自動車改造費助成者数	1	4	3	1	1	1	2

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	自動車運転教習費助成	0	自動車運転教習費助成	330	自動車運転教習費助成
	自動車改造費助成	30	自動車改造費助成	134	自動車改造費助成	268	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	自動車運転教習助成者数	0人	0人	2人	1人	-	-
	自動車改造費助成者数	1人	1人	1人	2人	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・練馬・足立・葛飾・江戸川</p> <p>【自動車運転教習費助成】 旧都基準上乗せ実施 3区（目黒・渋谷・江戸川）</p> <p>【自動車改造費助成】 旧都基準上乗せ実施 3区（中央・目黒・江戸川）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	（質問状）
--------	-------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	川上	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害福祉サービス利用者負担軽減費（01-04-01） 高額障害福祉サービス費（01-04-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法	
終期設定	有 無	21 年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障害者総合支援法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービスの利用による家計への負担を軽減する。				
対象者等	障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する給付費の受給者 区独自軽減については在宅サービス対象				
内容	<p>【利用者負担軽減】（区制度、課税世帯対象） 在宅サービス（居宅介護系サービス、同行援護、短期入所、デイサービス、通所施設、児童通所）の利用者負担割合を10%から3%とする。</p> <p>【通所施設食費軽減】（区制度） 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については事業者に対し補助あるいは本人に対し精算払いとする。</p> <p>【月額上限額の半額化】（区制度、恒久的措置） 国制度において、所得割による上限額軽減の適用を受けない利用者の月額上限額を半額とする。</p> <p>【高額障害福祉サービス費】（国制度、課税世帯対象） 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等、利用者負担上限額の合算が基準額を超えた部分を、高額障害福祉サービス費として支給する。</p>				
経過	<p>平成18年 4月 軽減事業開始</p> <p>平成19年 4月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/4になる。</p> <p>平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。</p> <p>平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。</p> <p>平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の上限月額が無料となる。合わせて都制度が終了。</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法等改正（補装具が高額サービス費の対象となる）、報酬改定、児童福祉法の改正に伴い児童通所を対象サービスに追加</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p>				
必要性	非課税世帯（低所得1・2）の利用者負担は無料となったが、課税世帯については、まだ軽減の効果がある。障がい者が重度で多くの福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額となってしまうため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【資格決定】支給決定とあわせて審査し、決定する。</p> <p>【支払】事業所の代理請求・代理受領又は本人への精算払い。居宅介護系のみ国保連に支払委託。</p>				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	22,116	23,946	4,572	2,094	2,290	4,069	4,464
	決算額（25年度は見込み）	6,176	4,726	3,035	1,969	2,289	3,729	4,464
	人件費等	2,562	2,541	814	87	847	826	
	減価償却費				29	311	323	
	【事務分担量】（%）	30	30	10	1	10	10	
	合計（+ +）	8,738	7,267	3,849	2,085	3,447	4,878	4,464
	国（特定財源）						266	362
	都（特定財源）	488	361	312	0	0	133	181
	その他（特定財源）							
	一般財源	8,250	6,906	3,537	2,085	3,447	4,479	3,921
注の多い	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者負担軽減対象者数	245名	159名	166名	186名	221名	242名	263名

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	負担金補助及び交付金	利用者負担軽減	2,289	利用者負担軽減	3,729	利用者負担軽減	3,739
				高額障害福祉サービス	0	高額障害福祉サービス	725

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	利用者負担軽減対象者数	186	221	242	263	289	24年度から障がい児通所含む
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）

他区の実施状況

（実施 22 区 未実施 区）

各区独自の利用者負担軽減策として、食費軽減、利用者負担割合軽減、サービス間での利用負担の合算化、その他がある。

杉並区、練馬区、足立区は障害児通所給付に係る助成のみ

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	安定したサービス利用のため重要な事業である。

（状況）

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱	
終期設定	有 無		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性麻痺者で、単独で屋外活動を行うことが困難な者。 総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の支給決定又は介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスを受けている場合は利用不可。（ただし、平成15年3月31日現在本事業の継続利用者で区長がやむを得ないと認めるものに限り利用可）				
内容	<p>【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定</p> <p>【派遣回数】月12回以内</p> <p>【単価】6,560円/回（自己負担なし）</p> <p>【介護内容】外出介助等</p> <p>【利用方法】申請 審査・認定 登録者名簿へ記載（年度更新） 介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） 請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払</p> <p style="text-align: center;">東京都重度心身障害者手当（6万円/月）との併給可</p>				
経過	<p>昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業）</p> <p>平成9年10月 全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業）</p> <p>平成15年4月 継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止</p> <p>平成16年7月 介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止</p>				
必要性	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	10,392	8,502	6,613	3,194	1,890	1,890	945	
決算額（25年度は見込み）	7,478	6,612	6,298	1,889	1,811	945	945	
人件費等	756	254	245	279	273	271		
減価償却費				291	311	323		
【事務分担当】（%）	16	13	10	10	10	10		
合計（+ +）	8,234	6,866	6,543	2,459	2,395	1,539	945	
国（特定財源）								
都（特定財源）	7,478	6,612	6,297	1,889	1,810	944	945	
その他（特定財源）								
一般財源	756	254	246	570	585	595	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用実人数	9	7	7	2	2	1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	介護人謝礼	1,811	介護人謝礼	945	介護人謝礼

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	利用実人数	2	2	1	1	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 実施区：足立・葛飾・江戸川・北・台東・墨田・江東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿・渋谷・港・杉並・世田谷・目黒・品川・大田 金額加算 2区（北・練馬） 回数増 1区（練馬） 年齢引き下げ 2区（豊島・江戸川）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	留守番看護師派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	沖山	内線	2690
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	留守番看護師派遣事業費（01-05-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	荒川区重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅で、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。				
対象者等	区内の住所を有する者で、次のすべての要件を満たす者 18歳未満の時点で愛の手帳（1度又は2度）を取得した者 18歳未満の時点で身体障害者手帳（下肢機能障がい又は体幹機能障がいの1級～2級）を取得した者 これらと同等の障がいを有する者 医療行為（吸引・吸入・経管栄養・胃ろう・摘便等）を必要とする者 在宅で生活している者（通所者は含まない）				
内容	<p>【内 容】看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。</p> <p>【利用決定】申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。</p> <p>【派遣回数】週1回（1～2人体制）</p> <p>【基本時間】1回あたり3時間以内（時間帯は午前9時～午後5時）</p> <p>【自己負担】無料</p> <p>【単価/回】[正看護師]26,600円 [准看護師]23,990円（介護保険を横引し正看護師の9割）</p> <p>【研修会】看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所を対象に研修会を実施。</p>				
経過	平成21年10月 留守番看護師派遣開始 平成22年 4月 留守番看護師派遣事業者意見交換会開催 平成23年 4月 派遣回数増（月2回 3回） 平成25年 4月 派遣回数増（月3回 週1回）				
必要性	短期入所ができる施設等が少ないこと等による主介護者の負担の軽減のため、必要性が高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額			4,859	7,343	9,824	7,009	6,709
	決算額（25年度は見込み）			535	2,074	3,682	4,203	6,709
	人件費等			407	1,482	1,270	2,478	
	減価償却費				494	467	968	
	【事務分担量】（%）			5	17	15	30	
	合計（+ +）	0	0	942	4,050	5,419	7,649	6,709
	国（特定財源）							
	都（特定財源）			535	2,074	4,056	2,571	3,354
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	407	1,976	1,363	5,078	3,355
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	留守番看護師実利用者数			3	6	4	5	7
	留守番看護師派遣日数			18	52	84	94	133

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	研修会等	68	研修会等	65	研修会等
食糧費	お茶	2	お茶	2	お茶	2	
手数料	指示書・意見書	121	指示書・意見書	111	指示書・意見書	129	
委託料	留守番看護師	3,491	留守番看護師	4,025	留守番看護師	6,505	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	留守番看護師実利用者数	6	4	5	7	8	-
	留守番看護師派遣日数	52	84	94	133	190	-
	留守番看護師派遣人数	76	133	152	212	285	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護事業所と緊急時の対応などについてマニュアル等を作成していく必要がある。 ・居宅介護事業者や訪問介護支援員との連携を図り、重症心身障がい児者とその家族の、より安定した地域生活確保のため、研修会等を通し、事業についての理解を広める必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施 22区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
緊急事態等の対応について、事業者連絡会等をとおり、マニュアルを作成して配付する。	-
居宅介護事業者や訪問介護支援員との連携を図り、重症心身障がい児者とその家族の、より安定した地域生活確保に配慮する。	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	重症心身障がい児者とその家族の安定した地域生活を確保するため重要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	補装具費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荒井	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	補装具費支給事業（01-06-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区補装具の代理受領に係わる補装具業者の登録等に関する要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	身体障がい者（児）の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。				
対象者等	身体障害者手帳所持者、難病患者（障がいの部位により、交付対象は異なる）				
内容	<p>【補装具の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者 ... 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 ・聴覚障がい者 ... 補聴器 ・肢体不自由者 ... 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 ・難病患者 ... 眼鏡、補聴器、リクライニング車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置 <p>【支給方法】 身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。</p> <p>【利用者負担】 原則1割負担。世帯の課税状況、本人の収入状況により利用者負担上限額の設定あり。</p>				
経過	<p>昭和24年 事業開始</p> <p>平成15年 4月 自己負担金助成制度廃止</p> <p>平成18年 4月 利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った。 日常生活用具より移行...重度障害者用意思伝達装置 日常生活用具へ移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具</p> <p>平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）</p> <p>平成24年 4月 法改正により高額障害福祉サービスの合算対象となる</p> <p>平成25年 4月 法改正により難病患者を支給対象者に含める</p>				
必要性	障害者総合支援法に規定されており、障がいにより失われた機能を補うものとして補装具は必要であり、必要性は高い。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【製作・修理】業者委託</p>				

予算・決算額等の推移	事項名	（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		33,545	35,737	39,764	35,995	37,955	44,532	42,948
決算額（25年度は見込み）		33,545	30,868	39,262	35,200	37,164	44,221	42,948
人件費等		1,281	2,965	1,222	872	678	1,652	
減価償却費					291	249	645	
【事務分担量】（%）		15	35	15	10	8	20	
合計（+ +）		34,826	33,833	40,484	36,363	38,091	46,518	42,948
国（特定財源）		19,566	17,542	18,770	15,597	21,069	16,235	21,473
都（特定財源）		9,783	8,771	9,386	7,799	10,535	8,118	10,736
その他（特定財源）								
一般財源		5,477	7,520	12,328	12,967	6,487	22,165	10,739
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	交付件数	263	331	298	298	283	226	281
	修理件数	145	162	144	220	191	168	189

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	成人分	26,108	成人分	27,506	成人分	30,171
	児童分	11,056	児童分	16,715	児童分	12,777	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	補装具交付件数	298	283	226	281	301	-
	補装具修理件数	220	191	168	189	281	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	理美容サービス事業費 (01-07-01)				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	理容店、美容店で理容又は美容を受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣して理容又は美容サービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。				
対象者等	区内在住で以下の手帳を所持し、寝たきりの65歳未満の者（所得制限なし） 身体障害者手帳1・2級（但し下肢・体幹にかかる障がい） 愛の手帳1・2度 ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。				
内容	【利用方法】 対象者の認定は区が行い、その都度（福）荒川区社会福祉協議会に連絡する。 【実施内容】 社会福祉協議会は以下の基準（認定月）で対象者に理美容券を交付し、使用分を理美容組合に支払う。 <交付枚数> 年間6枚、ただし6月以降は2月に1枚の割合で減ずる。 【単 価】 4,850円 【自己負担】 理美容サービスを受けた者は料金の一部を業者に支払う。 （住民税が課税されている者 1,900円、住民税が非課税の者 950円）				
経過	平成11年4月 平成12年4月 平成13年4月	対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。 自己負担金導入 理容サービスに美容サービスを加えた。			
必要性	理美容店を訪れることが困難な、寝たきりの重度の心身障がい者が、その生活環境を、維持・向上させる上で必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （福）荒川区社会福祉協議会に委託し実施				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額の推移	予算額	736	709	704	628	570	610	548
	決算額（25年度は見込み）	730	607	585	622	523	438	548
	人件費等	427	847	245	279	327	325	
	減価償却費				291	373	387	
	【事務分担当】（%）	5	10	10	10	12	12	
	合計（+ +）	1,157	1,454	830	1,192	1,223	1,150	548
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,157	1,454	830	1,192	1,223	1,150	548
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	理美容券支給者数	35	31	30	31	32	29	29
	利用回数	160	130	174	137	114	118	120

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	523	523	事業費・事務費・管理費	438	事業費・事務費・管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	理美容券支給者数	31人	32人	29人	29人	-	-
	利用枚数	137枚	114枚	118枚	120枚	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 実施区：足立・葛飾・江戸川・北・墨田・江東・台東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿 渋谷・港・杉並・目黒・世田谷・品川・大田

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	寝具乾燥消毒事業（01-07-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	寝たきり状態等にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。				
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。				
内容	<p>【実施方法】 利用者は区に対し申請する。 区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。 委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担） 寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。</p> <p>【実施回数】 ・寝具乾燥消毒 … 年間11回 ・寝具水洗い … 年間1回</p>				
経過	昭和59年4月 平成4年4月 平成12年4月 平成17年4月	対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 対象者の年齢制限、費用負担導入 自己負担割合3%の経過措置廃止			
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 業者委託にて実施				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	440	329	304	247	214	203	206
	決算額（25年度は見込み）	215	221	221	123	155	142	206
	人件費等	549	1,271	245	279	354	352	
	減価償却費				291	404	420	
	【事務分担量】（%）	10	20	10	10	13	13	
	合計（+ +）	764	1,492	466	693	913	914	206
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	764	1,492	466	693	913	914	206
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用実人数	8	6	7	4	4	3	5
	乾燥実施回数	106	98	85	43	55	54	66
	水洗実施回数	7	6	6	3	4	3	5

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	寝具乾燥消毒	112	寝具乾燥消毒	110	寝具乾燥消毒
	寝具洗濯	43	寝具洗濯	32	寝具洗濯	57	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	登録者数	5人	5人	5人	5人	-	-
	実施回数（消毒乾燥）	43回	55回	54回	66回	-	-
	実施回数（水洗い）	3回	4回	3回	5回	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・葛飾・江戸川 未実施区：足立・品川・練馬

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荻原	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	配食サービス事業費（01-07-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7年度	根拠	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。				
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。 身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 栄養補給が十分ではない者				
内容	【回数】 週あたり1～7回 昼食のみ 【事務の流れ】 利用希望者より利用申請 区により審査・決定 配食業者に対し連絡 配食業者より決定者に対し配食				
経過	平成9年4月 対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者 障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯） 回数増：週2回限度 週3回限度 平成12年4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成13年4月 一部の地域を配食業者に委託 平成14年4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 事業者は1食あたり750～950円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週3回限度 週5回限度 平成18年4月 事業者は1食あたり750～1,000円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週5回限度 週7回限度 平成25年4月 見守り料350円 250円（高齢者福祉課分の回数上限撤廃による規模増のため）				
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活を支える。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託業務名】 障害者配食見守りサービス事業業務委託 【委託業務先】 (有)北畔、食事処しむら（H23.6終了）、(株)NRE大増、(株)ニアイクワイト、タイエイ(株)（H25.3終了）、合同会社花よりだんご				

予算・決算額等の推移	事項名	(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		361	491	535	406	553	501	563
決算額（25年度は見込み）		439	382	364	406	481	477	563
人件費等		427	1,271	81	436	847	826	
減価償却費					145	311	323	
【事務分担量】（%）		5	15	1	5	5	10	
合計（+ +）		866	1,653	445	987	1,639	1,626	563
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		866	1,653	445	987	1,639	1,626	563
実績推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実利用者数	11	11	9	10	9	9	9
	食数	1,257	1,090	1,041	1,159	1,375	1,362	1,606

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	業者委託（単価契約）	481	477	業者委託（単価契約）	477	業者委託（単価契約）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
実利用者数		10人	9人	9人	9人	-	-
食数		1,159食	1,375食	1,362食	1,606食	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 18 区 未実施 4 区）</p> <p>実施：千代田（高齢者、障害者）、港（高齢者、障害者）、世田谷（高齢者、障害者）、太田（高齢者、障害者）、渋谷（高齢者、障害者）、豊島（高齢者等）、板橋（高齢者、障害者）、葛飾（高齢者）、江戸川（高齢者等）、足立（高齢者等）、台東（高齢者、障害者）、文京（高齢者）、中央（高齢者）、江東（高齢者）、新宿（高齢者）、品川（高齢者）、練馬（高齢者）、杉並（高齢者）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議事録（要旨）	15年一定 「委託事業者及び調理方法等について」
-----------	--------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	福祉電話事業費（01-07-04）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠	荒川区重度身体障害者(児)日常生活用具給付等要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区重度身体障害者(児)家庭電話等利用助成実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の基本料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。				
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。				
内容	<p>【実施方法】</p> <p>(1)自己所有の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 (年1回利用者からN T Tから届いた請求書の写しを確認。) 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。</p> <p>(2)貸与の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。</p> <p>【助成限度額（基本料）】（1月あたり）</p> <p>回線使用料 1,700円 配線使用料 60円 機器使用料 230円 付加使用料 シルバーホン100円、フラッシュベル100円 及び上記にかかる消費税5%を含む。（通話料は自己負担となる）</p>				
経過	昭和57年 4月 事業開始（回線、配線、機器、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止				
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成することにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	2,088	1,301	1,312	1,252	1,036	990	908
	決算額（25年度は見込み）	1,132	1,107	998	905	883	833	908
	人件費等	915	912	367	419	545	542	
	減価償却費				436	622	645	
	【事務分担当】（%）	25	25	15	15	20	20	
	合計（+ +）	2,047	2,019	1,365	1,760	2,050	2,020	908
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	59	58	40	80	76	30	68
	一般財源	1,988	1,961	1,325	1,680	1,974	1,990	840
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	電話助成世帯数（貸与）	14	14	13	12	11	11	7
	電話助成世帯数（自己所有）	34	34	32	28	29	27	27

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		12 役務費	貸与分	348	貸与分	257	貸与分
19 負担金補助及び交付金	自己所有分	535	自己所有分	576	自己所有分	586	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	助成世帯数（貸与）	12世帯	12世帯	11世帯	7世帯	-	各年度末世帯数
	助成世帯数（自己所有）	28世帯	27世帯	27世帯	27世帯	-	各年度末世帯数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 18 区 未実施 4 区）</p> <p>実施区：足立・北・台東・江東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿・渋谷・目黒・品川・大田・世田谷・杉並</p> <p>実施区については、貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。</p> <p>未実施：港区・葛飾区・墨田区・江戸川区</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	新山	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	緊急通報システム事業費（01-07-05）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3年度	根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱、同民間緊急通報システム事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で病気、事故等の緊急事態に陥った場合に、緊急通報システムを用いて消防庁、民間受信センター等の関係機関に通報し、速やかに援助を行うことで、重度身体障がい者の生活の安全の確保及び福祉の増進を図る。				
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）				
内容	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。緊急通報システムの方式には、消防庁直通方式と民間事業者方式がある。				
	<p>消防庁直通方式</p> <p>【実施内容】 消防庁が利用者及び協力員（原則3名）に安否確認をし、利用者宅へ救助に向かう</p> <p>【利用方法】 利用者が区へ申請 区が決定 区から消防庁に登録申請 消防庁が決定 区が設置先名簿を事業者へ送付 区が消防署長へ設置計画書を提出 事業者が設置工事</p> <p>【利用者負担】 新規取り付け時に機器の買い取り価格を上限として算出（課税状況、課税額による。ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）</p> <p>【協力員への謝礼】 毎年1月1日の時点での継続活動期間が、 6月以上の協力員：年間6,000円相当のお買物券を支給 6月未満の協力員：年間3,000円相当のお買物券を支給</p> <p>民間事業者方式</p> <p>【実施内容】 民間事業者が利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する</p> <p>【利用方法】 利用者が区へ申請 区が決定 事業者が消防庁に登録申請 消防庁が決定 事業者が利用者と利用契約締結 事業者が利用者宅に機器設置</p> <p>【利用者負担】 毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）</p>				
経過	<p>平成3年4月 事業開始</p> <p>平成13年4月 協力員活動費1,000円（現金）/月 500円（区内共通お買物券）/月へ変更</p> <p>平成18年4月 緊急通報システム新規設置者自己負担金導入</p> <p>平成20年4月 火災安全システム導入</p> <p>平成22年4月 民間事業者方式を導入</p> <p>平成26年3月 直通方式から民間方式への移行完了予定</p>				
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【委託業務名（委託先）】 緊急通報システム委託（消防方式）（岩通販売株式会社） 緊急通報システム委託（民間方式）（上陽テクノ株式会社 足立営業所）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
予算額	863	866	737	640	581	577	482		
決算額（25年度は見込み）	687	563	606	588	546	488	482		
人件費等	512	0	570	1,744	1,694	826			
減価償却費				581	622	323			
【事務分担量】（%）	6	0	7	20	20	10			
合計（+ +）	1,199	563	1,176	2,913	2,862	1,637	482		
国（特定財源）									
都（特定財源）	139	139	89	153	81	130	86		
その他（特定財源）						1			
一般財源	1,060	424	1,087	2,760	2,781	1,506	396		
実績の推移	事項名		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者数（消防方式）		19	19	18	15	13	9	4
	利用者数（民間方式）		-	-	-	4	9	14	18

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
	主な事項		主な事項		主な事項	
	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	緊急通報協力員謝礼	60	緊急通報協力員謝礼	18	緊急通報協力員謝礼	0
委託料	委託（消防方式）	341	委託（消防方式）	224	委託（消防方式）	110
	委託（民間方式）	145	委託（民間方式）	246	委託（民間方式）	372

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	利用者数（消防方式）	15	13	9	4	0	-
	利用者数（民間方式）	4	9	14	18	18	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁直通方式の利用者について、平成25年度末までに民間事業者方式に移行する必要がある。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>消防方式：文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、杉並区、豊島区、足立区 民間方式：千代田区、港区、墨田区、世田谷区、板橋区、葛飾区 消防及び民間方式：中央区、新宿区、大田区、渋谷区、中野区、北区、練馬区、江戸川区</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	利用者に民間事業者方式の周知を行い、機器更新時にスムーズに移行できるよう支援する。	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 中村	課長名 内線	山形 2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者紙おむつ購入助成事業（01-07-06）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	区内在住、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。				
内容	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者 「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者</p> <p>【紙おむつ購入券】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替え、区は購入券に基づき業者に支払う。 ・限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。 <p>【おむつ代助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した領収書に基づき助成する。 ・限度額は月額10,000円。但し1割を自己負担とすることから実際の助成金限度額は9,000円となる。 				
経過	平成4年4月	所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）			
	平成12年4月	現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）			
	平成14年4月	業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付			
	平成15年4月	65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続			
	平成17年4月	自己負担割合3%の経過措置廃止			
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【直営分】 おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払 【一部委託分】 委託先 荒川薬業協同組合（62事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（10事業者）</p>				

予算・決算額等の推移	事項名	（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	15,746	17,259	16,592	16,746	18,520	17,999	20,869
	決算額（25年度は見込み）	14,971	15,055	15,666	16,746	18,047	17,786	20,869
	人件費等	1,098	1,694	367	1,605	1,392	1,781	
	減価償却費				930	933	1,129	
	【事務分担当】（%）	20	30	15	32	30	35	
	合計（+ +）	16,069	16,749	16,033	19,281	20,372	20,696	20,869
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	16,069	16,749	16,033	19,281	20,372	20,696	20,869
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	おむつ購入券使用枚数	6,728	6,948	6,987	7,597	8,260	8,102	9,760
	おむつ購入券対象者延数	1,776	1,872	1,432	1,944	2,154	2,106	2,412
	おむつ代助成対象者延件数	356	304	359	361	368	380	382

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	おむつ購入券	14,868	おむつ購入券	14,584	おむつ購入券	17,568
	おむつ代助成	3,179	おむつ代助成	3,202	おむつ代助成	3,301	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	購入券対象者数	177人	186人	199人	182人	-	-
	おむつ代助成対象者数	40人	42人	44人	35人	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 21 区 未実施 1 区） 現物給付 19区 現金助成 14区 購入券等給付 2区

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	住宅設備改善給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荻原	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	住宅設備改善給付事業費（01-07-07）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。				
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模住宅改修 基準額 641,000円 ・屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円 ・屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円 ・階段昇降機（直線） 基準額 700,000円 ・階段昇降機（曲線） 基準額 1,483,000円 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	<p>昭和60年 事業開始</p> <p>平成14年 4月 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化</p> <p>平成17年 4月 高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化</p> <p>平成18年10月 自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円 0円）</p>				
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な不可欠な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【住宅改修】業者委託</p>				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	10,847	6,334	3,040	8,059	5,627	6,464	5,561
	決算額（25年度は見込み）	1,840	4,895	3,040	8,059	5,000	3,799	5,561
	人件費等	427	1,694	244	436	423	413	
	減価償却費				145	156	161	
	【事務分担量】（%）	5	20	3	5	5	5	
	合計（+ +）	2,267	6,589	3,284	8,640	5,579	4,373	5,561
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	0	640	665	0	0	0	0
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,267	5,949	2,619	8,640	5,579	4,373	5,561
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	中規模改修	2	2	0	2	3	2	2
	階段昇降機（曲線）	0	2	1	1	2	1	1
	階段昇降機（直線）	1	1	1	4	0	0	2
	屋内移動設備	0	0	2	5	2	2	3

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	中規模改修	1,388	中規模改修	1,279	中規模改修	1,102
	階段昇降機（直線）	0	階段昇降機（直線）	0	階段昇降機（直線）	1,327	
	階段昇降機（曲線）	2,872	階段昇降機（曲線）	1,481	階段昇降機（曲線）	1,498	
	屋内移動設備	740	屋内移動設備	1,039	屋内移動設備	1,634	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	給付件数・児童分	0	0	0	0	-	-
	給付件数・成人分	12	7	5	8	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実 状況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	盲ろう者生活支援推進事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	横井	内線	2686
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	盲ろう者生活支援推進事業費（01-07-08）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	23 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	視覚障がいと聴覚障がい重複し、コミュニケーションをとることが難しい盲ろう者に対し、盲ろう者の安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加をすることができるように整備する。				
対象者等	区内在住の視覚障がいと聴覚障がいの重複している盲ろう者 18名				
内容	<p>【当事者への情報提供体制の整備】 東京都盲ろう者支援センターと連携し、センターの実施する通訳介助者派遣や相談、訓練等の福祉サービス情報を、利用者へ届けることができる体制を整備する。</p> <p>【研修会】 安心して地域の福祉サービスを利用できるように、介護従事者向けの研修会を実施する。（年2回予定）</p>				
経過	平成22年10月 盲ろう者の訪問調査を実施 平成23年 4月 事業本格実施（平成23年度は、盲ろう者理解のための講演会、介護従事者向け研修会、盲ろう者や他の障がい者との交流会を実施。）				
必要性	盲ろう者が安心して地域で生活を過ごし、社会参加の機会をつくるために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額				0	1,001	142	154
	決算額（25年度は見込み）				0	660	137	154
	人件費等				610	2,117	2,065	
	減価償却費				203	778	807	
	【事務分担当】（%）				7	25	25	
	合計（+ +）	0	0	0	813	3,555	3,009	154
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	813	3,555	3,009	154
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	講師等謝礼	234	講師等謝礼	110	講師等謝礼
賄費	交流会	185					
一般需用費	事務消耗品等	155	事務消耗品等	27	事務消耗品等	30	
委託料	通訳者等	53					
使用料	会場使用料	33					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	研修会参加者数	-	34	42	55	60	-
	交流会参加者数	-	80	-	-	-	-
	講演会参加者数	-	250	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	コミュニケーションの困難により、福祉サービス等の情報が本人のもとに届かず、孤立しがちである。
他区の実況	(実施 0 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	盲ろう者の定期的な訪問支援を実施し、閉じこもりがちな盲ろう者の支援をする。	盲ろう者の定期的な訪問支援を実施し、閉じこもりがちな盲ろう者の支援をする。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	盲ろう者の日常生活を支援する。

議(要旨)況	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	新山	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	福祉タクシー事業（01-08-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	荒川区福祉タクシー利用券交付事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区リフト付自動車利用助成事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<p>【福祉タクシー券】日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を支給する。</p> <p>【リフト付タクシー】通常のタクシー利用が困難な心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車の利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。</p>				
対象者等	<p>【福祉タクシー券】区内在住で ~ に該当する手帳所持者（）内は平成25年5月1日の決定者数2,724人 下肢・体幹機能障がい1～3級（1,179人） 視覚障がい1・2級（221人） 内部障がい1～3級（1,203人） 上肢機能障がい1級（12人） 愛の手帳1・2度（109人） 施設・特養等入所者は除く 所得制限あり（扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下）</p> <p>【リフト付タクシー】 下肢又は体幹機能障がい1・2級の電動車椅子利用者又は愛の手帳も所持する車椅子利用者 身体又は愛の手帳を所持し、ストレッチャーで移動する者 平成24年度登録者数37人</p>				
内容	<p>【福祉タクシー券】 申請月に応じて1ヵ月毎に1冊3,400円分の福祉タクシー券を交付する。 （例：申請月が4月の場合、3,400円分×12ヵ月＝40,800円分） 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用する際は手帳を提示したうえで、タクシー券により支払う。 乗車地域は23区内 区は事業者に対し、使用済みタクシー券の額面表示額及び事務手数料（3%）を支払う。</p> <p>【リフト付タクシー】 あらかじめ区に登録申請し、利用認定を受けた者にリフト付自動車利用助成券を交付する。 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、直接事業者に予約をして利用する。その際、利用助成券を事業者へ渡すとともに通常の中型タクシー料金を支払う。 乗降車区域は23区内及び三鷹市、武蔵野市内（走行距離上限105kmまで） 区は事業者に対し、利用助成券に基づき、総額から利用者負担を除いた助成金を支払う。</p>				
経過	<p>昭和57年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上）</p> <p>平成 4年 4月 リフト付タクシー運行事業開始</p> <p>平成 5年 4月 タクシー券の金額変更（年最高36,000円 41,000円）</p> <p>平成 6年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級）</p> <p>平成10年 4月 タクシー券に所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入</p> <p>平成16年 4月 リフト付タクシー事業を、年間借上方式から利用実績に応じた助成方式へ変更</p> <p>平成11年 4月 タクシー券の金額変更（年最高額40,800円）乗降車区域を23区内とする 事務手数料を8%とする（平成12年：5%、平成13年～：3%）</p> <p>平成14年 4月 偽造防止タクシー券を発行（16年度には氏名記載と手帳提示を義務化）</p> <p>平成18年 4月 牽制効果があったため、券への氏名記載をなくす</p> <p>平成21年 4月 不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字</p> <p>平成22年 4月 肝臓機能障がい者が交付対象となる</p> <p>平成24年 4月 タクシー券の交付内容変更（1ヵ月毎に3,400円分のタクシー券を交付）</p> <p>平成25年 4月 タクシー券表紙にカナ氏名、券面に交付番号印字に仕様変更</p>				
必要性	障がい者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、柔軟な対応が可能なタクシー等による移動は必要不可欠であり、本事業は必須である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【福祉タクシー券】 委託先：東京都個人タクシー協同組合 他146社（うち区内14社、車椅子対応54社）</p> <p>【リフト付タクシー】 委託先：日立自動車 三陽自動車 ケアタクシーさくら 介護タクシーあずま エム介護タクシー</p>				

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	104,397	105,330	104,630	107,038	106,174	106,927	108,729
	決算額（25年度は見込み）	99,865	103,271	101,755	101,627	103,864	105,262	108,729
	人件費等	2,866	4,967	6,231	9,226	5,899	5,492	
	減価償却費				4,358	2,799	2,904	
	【事務分担当】（％）	110	90	125	150	90	90	
	合計（＋＋）	102,731	108,238	107,986	115,211	112,562	113,658	108,729
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	1,231	1,424	1,087	793	2,130	2,038	2,195
	その他（特定財源）							
一般財源	101,500	106,814	106,899	114,418	110,432	111,620	106,534	

実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	交付人数（タクシー券）	2,841	2,865	2,874	2,896	2,976	3,045	3,064
利用者数（リフト付）		15	15	17	22	23	23	

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	タクシー券印刷製本		1,746	タクシー券印刷製本	1,821	タクシー券印刷製本	2,043
	その他		44	その他	44	その他	53
役務費	郵送料		1,288	郵送料	1,470	郵送料	1,650
	申請書封入委託		38	申請書封入委託	38	申請書封入委託	39
委託料	タクシー券封入委託		34	タクシー券封入委託	34	タクシー券封入委託	37
	タクシー業務委託		96,284	タクシー業務委託	97,893	タクシー業務委託	100,517
	リフト付自動車助成		4,430	リフト付自動車助成	3,962	リフト付自動車助成	4,390

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	交付人数（タクシー券）	2,896	2,976	3,045	3,064	3,104	-
	利用者数（リフト付）	17	22	23	23	23	-

（問題点・課題）	平成25年4月現在で契約しているタクシー会社は147社であり、年々増加している。そのため、契約事務や支払事務などが複雑化している。
実施状況	（実施 21 区 未実施 1 区） ・葛飾区 手当（外出支援分）として、月額2,500円を支給

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
業務の効率化について検討する。	業務の効率化について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	コミュニティバス障害者利用負担軽減費（01-08-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保及びバス利用の促進を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	障がい者手帳所持者（区民以外も可）でコミュニティバス利用者				
内容	<p>【運賃免除方法】 コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。 平成20年10月からは、コミュニティバス専用パス提示による運賃免除を導入。</p> <p>【補助方法】 コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく運賃免除実績人数により、通常運賃のから民営バス割引額を差し引いた本人負担額を、運行事業者に対し補助金額として支払う。</p> <p>【民営バス運賃割引】 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用 ... 5割免除 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴 ... 5割免除 「心身障害者民営バス乗車割引証」が必要 精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用 ... 5割免除</p> <p>【精神障がい者の取扱経過】 コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。その後、平成18年10月から手帳が写真付（更新の際に順次切り替え）となり、写真付手帳所持者については運賃割引適用となった。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。</p>				
経過	<p>平成17年 4月20日 バス運行開始</p> <p>平成20年10月 コミュニティバス専用パスの運用開始 精神障害者保健福祉手帳所持者が対象となり、全障がい者が運賃免除の対象となる</p> <p>南千住ルート運行開始</p> <p>平成24年11月 町屋ルート運行開始</p>				
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【補助支払】四半期毎実績払い				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,266	1,908	1,857	2,379	3,173	4,857	7,108	
決算額（25年度は見込み）	1,241	1,515	1,720	2,346	3,173	4,667	7,108	
人件費等	427	2,118	122	279	273	271		
減価償却費				291	311	323		
【事務分担量】（%）	5	25	5	10	10	10		
合計（+ +）	1,668	3,633	1,842	2,916	3,757	5,261	7,108	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,668	3,633	1,842	2,916	3,757	5,261	7,108	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	補助件数（延べ人数）	14,321	17,146	21,583	29,364	39,679	58,362	74,089
	パス発行件数		286	82	41	289	56	70

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	負担金補助及び交付金	さくら	2,215	さくら	2,825	運賃補助	5,925
		汐入さくら	951	汐入さくら	1,475	町屋さくら	1,183
		乗り継ぎ	7	町屋さくら	364		
				乗り継ぎ	3		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	補助件数（延べ人数）	29,364	39,679	58,362	74,089	-	-
	専用パス発行件数	41	289	56	70	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 無料：千代田・墨田 障害者割引：大田・板橋・練馬・足立・葛飾

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	自動車燃料費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	大塚	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	自動車燃料助成事業（01-08-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。				
対象者等	<p>下記の要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。福祉タクシー券との選択事業、併給不可。</p> <p>【対象者要件】 区内在住で次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。 下肢・体幹機能障がい者1～3級 視覚障がい者1・2級 内部障がい者1～3級 上肢機能障がい者1級 愛の手帳1～2度 施設、特養等入所者は除く。（平成25年4月現在の助成対象者数：283人） 所得額制限あり：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下</p>				
内容	<p>【事業内容】 助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。 助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。</p> <p>【助成期間】 申請のあった月から助成を受ける事由のなくなった月まで</p> <p>【助成金額】 3ヶ月あたり9,000円を限度とする。年額36,000円。</p>				
経過	平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更 平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級） 平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設 平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。				
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られ、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	7,002	7,152	7,227	7,397	7,573	8,232	8,276
	決算額（25年度は見込み）	6,958	6,918	7,211	7,382	7,556	8,220	8,276
	人件費等	1,098	1,759	3,624	419	545	1,226	
	減価償却費				436	622	1,129	
	【事務分担量】（%）	20	35	55	15	20	35	
	合計（+ +）	8,056	8,677	10,835	8,237	8,723	10,575	8,276
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	8,056	8,677	10,835	8,237	8,723	10,575	8,276
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	助成対象者数	244名	244名	240名	246名	256名	288名	297名

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	印刷用紙代等	9				
役務費	郵便料	28		郵便料	28	郵便料	43
扶助費	ガソリン助成費	7,519		ガソリン助成費	8,192	ガソリン助成費	8,233

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	助成対象者数	246名	256名	288名	297名	-	年間受給者数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 未実施：墨田区・中野区 葛飾区は手当と合わせて支給（月額2,500円）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	心身障害者福祉手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	上野	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	心身障害者福祉手当支給事業費（01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	49 年度	根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	同条例施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に障がいやを有する者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】 特別障害者手当等（国制度）に準拠 扶養家族が0人の場合、本人所得が3,604千円以下 扶養親族1人につき38万円加算した額 【平成25年4月1日現在】3,748名				
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分までの（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者...15,500円 【区独自基準手当月額】 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度...9,500円 区指定難病患者...15,500円 区指定難病とは、国指定（57種）、都指定（24種）、点頭てんかんの計82種 【財源】都基準及び難病手当については、都区財政調整措置がなされている				
経過	平成12年 8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円 3,481,000円） 都見直し理由...社会経済状況の変化 区見直し理由... 介護保険制度導入 負担の公平化、他制度との整合 在宅サービス充実化へのシフト 平成13年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円 3,549,000円） 平成14年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円 3,604,000円） 平成14年10月 慢性肝炎、肝硬変・パトナムが都難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。（対象外移行者417人） 平成14年12月 20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）				
必要性	心身に障がいやを有する者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	635,342	630,418	615,284	636,342	637,046	641,258	644,899	
決算額（25年度は見込み）	613,222	608,833	615,251	630,322	634,429	637,964	644,899	
人件費等	2,562	1,694	1,629	2,616	1,694	1,652		
減価償却費				872	622	645		
【事務分担量】（%）	30	20	20	30	20	20		
合計（+ +）	615,784	610,527	616,880	633,810	636,745	640,261	644,899	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	615,784	610,527	616,880	633,810	636,745	640,261	644,899	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	身障1・2級（都）	1,888	1,873	1,885	1,842	1,814	1,785	1,771
	愛の手帳1～3度（都）	226	231	236	245	251	257	258
	脳性麻痺・筋萎縮（都）	51	50	58	60	62	58	63
	身障3級（区）	533	532	516	507	496	484	493
	愛の手帳4度（区）	271	299	313	316	341	351	354
	難病（区）	664	681	734	725	760	813	781
	合計	3,633	3,666	3,742	3,695	3,724	3,748	3,720

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	窓空き封筒	44	窓空き封筒	44	窓空き封筒
委託料	支払通知封入委託	30	支払通知封入委託	31	支払通知封入委託	32	
扶助費	心身障害者福祉手当	634,355	心身障害者福祉手当	637,889	心身障害者福祉手当	644,811	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	都基準対象者	2,147	2,127	2,100	2,092	-	-
	区単独対象者	1,548	1,597	1,648	1,628	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 荒井	課長名 内線	山形 2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	特別障害者手当支給事業費（01-09-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別	
終期設定	有 無	年度	法令等	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。				
対象者等	<p>【特別障害者手当】20歳以上の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障がい要件該当者）（施設入所、3月を越える入院の場合を除く）</p> <p>【障害児福祉手当】20歳未満の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障がい要件該当者。施設入所、障害年金受給の場合を除く）</p> <p>【経過的福祉手当】従来の福祉手当受給者で、障害基礎年金も特別障害者手当も支給されない者に対し、経過措置として支給（新規認定はなし）</p> <p style="text-align: center;">いずれの手当も本人及び扶養義務者の所得制限あり。（毎年8月に基準額の改正あり。扶養者1人の場合、本人の所得額は3,984千円、扶養義務者・配偶者の所得額は6,536千円以下のもの）</p>				
内容	<p>上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う。</p> <p>【手当の支給期間】 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。</p> <p>【支給方法】 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。</p> <p>【手当月額】 特別障害者手当 26,260円 26,080円（25年10月改定） 障害児福祉手当 14,280円 14,180円（25年10月改定） 経過的福祉手当 14,280円 14,180円（25年10月改定） 25年10月より額改定予定（物価スライド据置き分の解消のため）</p>				
経過	昭和61年度	従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない）			
	平成10年度	事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。			
	平成19年9月	区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。（判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）			
必要性	国制度の実施				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	55,465	56,295	59,953	62,969	67,652	72,725	74,597	
決算額（25年度は見込み）	55,106	56,103	59,856	62,957	67,624	70,474	74,597	
人件費等	2,989	2,118	1,629	1,744	4,235	3,304		
減価償却費				581	1,555	1,291		
【事務分担量】（%）	35	25	20	20	50	40		
合計（+ +）	58,095	58,221	61,485	65,282	73,414	75,069	74,597	
国（特定財源）	41,545	41,943	44,759	47,030	50,510	52,606	55,749	
都（特定財源）								
その他（特定財源）					79	29		
一般財源	16,550	16,278	16,726	18,252	22,825	22,434	18,848	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	特別障害者手当受給者数	141	151	157	170	186	194	194
	障害児福祉手当受給者数	58	55	62	65	64	57	65
	経過的福祉手当受給者数	15	15	14	14	13	11	11

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	判定医謝礼	149	判定医謝礼	156	判定医謝礼	221
役務費	郵送料	48	郵送料	41	郵送料	42	
扶助費	特別障害者手当	67,427	特別障害者手当	70,277	特別障害者手当	74,334	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	特別障害者手当受給者数	170	186	194	194	200	
	障害児福祉手当受給者数	65	64	57	65	59	
	経過的福祉手当受給者数	14	13	11	11	8	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者福祉給付金事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 荒井	課長名 内線	山形 2691
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	障害者福祉給付金支給事業費 （01-09-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠 法令等	荒川区障がい者福祉給付金支給要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がいを有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対し、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者				
内容	<p>【月額単価】 重度33,000円 中度26,000円</p> <p>【給付対象】 以下の要件すべてに該当する無年金障がい者 昭和37年1月1日以前に生まれた者 20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者 昭和57年1月1日前に障がい者となった者</p> <p>【実施の流れ】 申請 審査（給付要件や障がい程度等） 決定 支給（4ヶ月に1回支給）</p> <p>【参考】特別障害給付金 同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単価月額（平成22年度）：50,000円（一級）、40,000円（二級）</p>				
経過	昭和57年1月	国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。			
	平成17年4月	特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。			
	平成19年4月	事業開始			
必要性	障がい者は、主として障害基礎年金と手当を受給し、無年金障がい者は特別障害者給付金と手当を受給しているが、外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、十分な収入がなく生活が困窮している。また、障がいの状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置は必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （窓口）障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,376	2,376	1,812	2,181	2,208	1,500	1,104	
決算額（25年度は見込み）	1,208	1,812	1,812	1,956	906	708	1,104	
人件費等	427	169	81	87	423	413		
減価償却費				29	156	161		
【事務分担量】（%）	5	2	1	1	5	5		
合計（+ +）	1,635	1,981	1,893	2,072	1,485	1,282	1,104	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,635	1,981	1,893	2,072	1,485	1,282	1,104	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
支給対象者数（重度）	3	3	3	3	2	1	2	
支給対象者数（中度）	2	2	2	2	1	1	1	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	給付金	906	給付金	708	給付金	1,104

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	支給対象者数	5	3	2	3	3	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	（実施 13 区 未実施 9 区） 未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、渋谷区、中野区、練馬区、足立区、世田谷区

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荒井	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	東京都重度心身障害者手当条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	東京都の区域内に住所を有する者で、心身に重い障がい有し（身体手帳1・2級、愛の手帳1・2度で一定の障がい要件に該当）、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く） 対象外 …… 新規65歳以上・3ヶ月以上の入院者・所得制限あり（20歳以上の者については本人の所得、20歳未満の者については配偶者及び扶養義務者の所得）扶養者1人の場合、所得で3,984千円				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。 ・この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）との併給可。 ・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。 ・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。 <p>【事務の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受理し、東京都に進達する。 ・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。 ・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：入院状況確認（平成13年より実施） 				
経過	平成12年8月	年齢及び所得制限導入、3ヶ月以上の入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）			
	平成13年11月	所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,481,000 3,549,000）			
	平成14年11月	所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,549,000 3,604,000）			
	平成15年3月	所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）			
必要性	都制度の実施				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費等	1,708	1,271	244	523	2,541	1,239	
	減価償却費					933	484	
	【事務分担量】（%）	20	15	3	6	30	15	
	合計（+ +）	1,708	1,271	244	523	3,474	1,723	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,708	1,271	244	523	3,474	1,723	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	受給者数	136	136	139	144	145	145	145

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	受給者数	144	145	145	145	145	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 東京都の経由事務

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	原爆被爆者援護事業費（01-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> 区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦勞をねぎらい、その福祉の向上を図る。 区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中） 				
対象者等	【見舞金】 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日） 【団体補助金】 区が認めた原爆被爆者団体（H8年より活動休止中）				
内容	【見舞金】 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月21号に掲載） 申請方法：昨年申請した人 …… 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 …… 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。 【団体運営補助金】 原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）				
経過	平成2年度 事業開始 平成8年度 荒友会が活動を休止				
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦勞をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	404	404	404	404	400	380	350	
決算額（25年度は見込み）	373	394	400	360	350	350	350	
人件費等	85	169	163	140	218	549		
減価償却費				145	249	323		
【事務分担量】（%）	1	2	2	5	8	10		
合計（+ +）	458	563	563	645	817	1,222	350	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	458	563	563	645	817	1,222	350	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	見舞金支給者	37	39	40	36	35	35	35

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	見舞金	350	見舞金	350	見舞金	350

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	対象者数	36	35	35	35	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
------------	--

他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・練馬・葛飾・江戸川 未実施：墨田・江東・足立
-------	--

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者向け健康体操事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	小曽根	内線	2686
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	障害者向け健康体操事業費 (01-14-04)				
事務事業の種類	新規事業 (25年度 24年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	体操を通して障がい者の健康づくりを促進するために、「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、健康管理・健康維持を支援する。				
対象者等	障がい者やその家族、ふれあい粋・活サロン参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）				
内容	【概要】 体操名称：荒川ばん座位体操 [意味]一人でも多くの方（万人）が座ったままで（座位）できる体操である。 体操内容：車いすや椅子に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒に行うことができる。				
	【各種講座】 ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。 リーダー育成研修 ...体操の基礎を学習し、体操を指導できる「ばん座位体操リーダー」を育成 介護事業所向け講座...ヘルパーや介護者向け、介助方法等を学ぶ 体操教室 ...区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的実施 ステップアップ研修...リーダーを対象に、体操教師角路氏方法やレクリエーション技術を学ぶ 【広報活動】 ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布する。 解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。				
経過	平成17年 2月 首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼 平成19年12月 アクロスまつりでの公開発表、区内施設（たんぼぼセンター等）での体操実施 平成20年 1月 「荒川ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成 平成20年 7月 区立施設での体操教室を開始（たんぼぼセンター：水曜、アトピアあらかわ：火・金曜） 平成20年12月 東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表 平成22年 4月 西日暮里6丁目施設及び義肢装具センターを拠点に追加 平成22年10月 西日暮里6丁目施設から粋・活サロンの会場を移し、特養さくら館を拠点に追加 平成24年 4月 西尾久ふれあい館を拠点に追加 平成25年度 参加者の事故に備えて、傷害保険・賠償責任保険に加入。				
必要性	障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。 障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。 在宅生活において、健康管理は自己管理に委ねられている。 障がい者向けの健康増進・機能維持を目的とした事業がない。 以上の問題点を、体操を通じて障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	3,000	1,205	1,298	961	982	959	962	
決算額(25年度は見込み)	2,677	958	1,034	574	607	723	962	
人件費等	854	3,812	4,886	4,534	4,235	5,370		
減価償却費				1,511	1,555	2,098		
【事務分担量】(%)	10	45	60	52	50	65		
合計(+ +)	3,531	4,770	5,920	6,619	6,397	8,191	962	
国(特定財源)								
都(特定財源)	2,676	987	1,295	323	370	382	481	
その他(特定財源)								
一般財源	855	3,783	4,625	6,296	6,027	7,809	481	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	リーダー人数	0	15	40	46	51	57	63

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	講演会等謝礼	522	講演会等謝礼	657	講演会等謝礼
需用費	消耗品費	85	消耗品費	66	消耗品費	62	
					保険料	77	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	リーダー人数	46	51	57	63	70	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>研修会等で修了したリーダーが主体となって活動できるように働きかける。 身近な地域で参加できるように、実施する場所づくりが必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 0 区 未実施 22 区）</p> <p>同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操（高齢者福祉課）</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
日中に活動できるリーダーを育成し、各拠点のリーダーを拡充する。	リーダーが活動できる場所を区内に確保していく。
障がい者が身近な場所で体操が受けられるように場所を拡充していく。（ふれあい粋・活サロンを含む）	障がい者が身近な場所で体操が受けられるように場所を拡充していく。（ふれあい粋・活サロンを含む）
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	難病ホームヘルパー派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	浅野	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	難病ホームヘルパー派遣事業費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	平成8年厚生省保健医療局長通知 荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱	
終期設定	有 無	24 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	難病患者等が地域で療養するため、以下の事業を実施する。 難病患者ホームヘルプ ホームヘルパーを派遣し、家事などの日常生活を営むのに必要なサービスを行う。				
対象者等	日常生活を営むのに支障があって、介護保険制度、総合支援法等のサービスが受けられない者。				
内容	難病患者ホームヘルプ （利用方法）申請受付 調査 プラン作成 派遣決定 ヘルパー派遣 モニタリング （サービス内容）家事援助 ・ 身体介護 等 （自己負担額）生計中心者の所得により1時間当たり0円～950円（A～G階層） 障害者総合支援法において、難病患者の障害福祉サービス利用が認められたため、平成25年度から居宅介護サービスに移行。				
経過	昭和60年 5月 医師会主催の難病相談室を毎月1回医師会館で開始 保健師、ケースワーカー参加 平成14年 4月 難病患者への派遣事業開始 平成14年10月 荒川区精神障がい者居宅介護等事業運営要綱策定。平成15年4月本格実施 平成20年 精神障がい者ヘルパーステップアップ研修を、精神保健福祉事業費へ組替え 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となり、難病患者ホームヘルプが障害福祉サービスへ移行				
必要性	難病患者の自立と社会参加の促進を図る上で必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 難病患者ホームヘルプ 事業委託方式。居宅介護事業者と契約しヘルパーを派遣する。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	507	1,288	1,840	2,142	2,156	2,150	0
	決算額（25年度は見込み）	332	879	1,243	1,653	1,383	1,514	0
	人件費等	2,989	1,101	245	419	409	406	
	減価償却費				436	467	484	
	【事務分担量】（%）	35	13	10	15	15	15	
	合計（+ +）	3,321	1,980	1,488	2,508	2,259	2,404	0
	国（特定財源）	126	439	584	963	970	967	0
	都（特定財源）	63	219	292	367	312	348	0
	その他（特定財源）	0	0					
	一般財源	3,132	1,322	612	1,178	977	1,089	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	難病ホームヘルプ（人）	1	2	1	1	1	1	0

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	委託費	1,383	委託費	1,514	委託費	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
標	利用者実人員	1	1	1	0	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 未実施（中央区、文京区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	法改正に伴いホームヘルプ事業に移行したため事業終了。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障害者歯科対策事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	中坪
		担当者名	高橋	内線	423
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者歯科対策事業費(07-02-35)				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 2 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者の口腔状態は良好とは言えず、口腔疾患の罹患率が高い。口腔管理も困難なことが多く、治療も敬遠されがちであり、歯科治療体制に関する要望も高い。このため、検診や相談を行いながら、口腔疾患の予防を強化し受診勧奨を行うとともに、障がい者の歯科治療については、歯科医療連携推進体制を強化して口腔保健の向上を図る。				
対象者等	心身障がい者等				
内容	1 障がい者歯科相談室 実施期間：年16回・予約制 周知方法：区報、障がい者施設への歯科相談室の勧奨通知 内容：歯科検診・保健指導・歯みがき指導・地域歯科医療機関や都立病院等に受診勧奨 2 障がい者施設への出張口腔健康教育 実施回数：年約10回 内容：口腔健康教育・歯みがき指導				
経過	平成12年度：検診歯科医師を2名から1名に減 平成15年度：検診歯科医師の報償費を一般賃金に変更 平成16年度：障がい者施設への出張口腔健康教育の実施増を行い、事業の充実を図った。 平成23年度：障がい者歯科相談室の希望者数増加により実施回数増 年12回 年16回 平成24年度：他事業との重複により雇上げ歯科衛生士増16名 20名				
必要性	障がい者は自己の口腔管理も困難であることが多い。また障がいにより歯科治療を受けにくく口腔状態が悪化してしまう。このため、歯磨きを中心とした口腔疾患予防の支援や教育を継続して行う必要性が高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	495	495	495	495	667	722	719
	決算額（25年度は見込み）	495	495	495	495	666	719	719
	人件費等	1,098	1,213	1,181	1,570	1,105	1,090	
	減価償却費				1,017	933	968	
	【事務分担当】（%）	20	25	25	35	30	30	
	合計（ + + ）	1,593	1,708	1,676	3,082	2,704	2,777	719
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,593	1,708	1,676	3,082	2,704	2,777	719
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	受診者数	222	219	220	242	282	284	340

